

自民党法務部会での共謀罪法案修正提案を批判する

足立 昌勝

1. はじめに

衆議院で三分の二以上の議席を持ち、どのような法案でも通過させられる議会において、国民世論の反対で法案を成立させられない政府のふがいなさに業を煮やしたのか、自民党法務部会は、2月6日、単独で、共謀罪法案の検討に着手し、たった数回の議論で、27日に「修正案要綱骨子（素案）」を小委員会として了承した。

2月6日の読売新聞によれば、跨国組織犯罪条約は、「テロや暴力団などの組織犯罪の未然防止のため、条約は共謀罪創設を義務づけている」が、政府案では対象犯罪が広すぎ、「捜査当局による乱用の懸念」が指摘されてきた。そこで、従来の方針を転換し、「条約解釈にはとらわれず、組織犯罪の未然防止の目的で対象犯罪を選び出すこととした」。

その解説で、読売新聞の久保総一郎記者は、その「背景には、テロや暴力団など組織犯罪の撲滅を目指す法案本来の目的に立ち戻る」ものであると書いている。

この記事の書きようは、自民党筋からのリークであろう。共謀罪法案の目的をテロや暴力団などの組織犯罪対策におくことは、審議を通じて自民党や法案賛成派が主張しだしたことであり、「法案本来の目的」には含まれていない。それを勝手に理解し、国民を誤導することは、マスコミ人としては許されない行為である。マスコミは、客観的事実を正確に伝えることを任務としているのであり、事実の正確性を書いた報道はマスコミの根幹を否定するものである。

2. 「修正案要綱骨子（素案）」の内容と批判的検討

2月27日に了承された『「条約刑法検討に関する小委員会」における検討結果(案)』によると、「修正案の概要」として、6点が指摘され、その内容は次のとおりである。

「組織的な犯罪の共謀罪」という名称の修正

テロ等の重大な組織犯罪による甚大な被害の発生を防止するために、「謀議」の段階で処罰することを明確にするため、「テロ等謀議罪」の罪名に修正する。

対象犯罪の限定

対象犯罪を、「現実にテロ組織等の組織的な犯罪集団が実行するおそれがあり、ひとたび実行されると重大な結果が生じてしまうため、その防止のために、実行前の謀議の段階で処罰することが真に必要であると考えられる犯罪」に限定する。具体的には、「テロ犯罪」「薬物犯罪」「銃器等犯罪」「密入国・人身取引等犯罪」「資金源犯罪など、暴力団等の犯罪組織によって職業的又は反

復的に実行されるおそれの高い犯罪」に分類し、それぞれに該当する犯罪を別表で列挙する。

「テロ等謀議罪」の対象となりうる団体の限定

結合関係の基礎としての共同の目的が「テロ等謀議罪」の対象犯罪等を実行することにある犯罪に限定する。

「共謀」の意味の明確化

具体的な謀議がなければ共謀に当たらないことを明確化するため、「具体的な謀議を行い、これを共謀した者」と改める。

「共謀」だけでは逮捕も勾留も処罰もされないものとする

「実行に必要な準備その他の行為」を処罰条件とし、逮捕・勾留要件とする。

運用上の留意事項を明記

思想・良心の自由等、憲法の保障する自由・権利の不当な制限の禁止を明確化する。

これらは、「修正案要綱骨子(素案)」としてまとめられている。以下においては、上記6点の修正提案を、「修正案要綱骨子(素案)」に基づき批判的に検討する。

まず、これら6点の修正提案のうち、目新しい提案は、の「対象犯罪の限定」だけであり、それ以外については、すでに衆議院法務委員会での審議を通じて、自民党と公明党が協議した「修正案」として野党側に提示したものであり、無視してもかまわないものである。

そもそも、この「修正案要綱骨子(素案)」が修正の対象としたものは、多分、国会に提出された政府案であろうと推測される。したがって、この「修正案要綱骨子(素案)」は、すでに法務委員会での審議の中で加えられた修正をそのまま取り入れ、それをあたかも独自に修正を加えているかのような幻想を与える構造をとっているが、当時の修正案に加えられた批判はそのまま当てはまるのである。

の罪名変更について。これは、の「共謀」の意味の明確化にかかわる主張であるが、の主張と一致していない。では、「共謀」の前提としての「謀議」が存在しなければならないことをはっきりと示し、「目配せでは共謀に当たらない」ことを明確化しようとしているが、では、「謀議の段階で処罰する」ことを理由として、「謀議罪」と変更すると主張している。「謀議」は「共謀」の前提であり、「謀議」のない「共謀」はあり得ない。これがの主張である。「謀議」の段階での処罰を認めてしまうと、まだ「共謀」とは認定できないものまでもが処罰されることになり、犯罪の成立時期、すなわち処罰の段階が大幅に早まり、処罰範囲を大幅に拡大するものである。

罪名は、構成要件としての行為を示している。共謀罪での「行為」は、「犯罪の遂行の共謀」であり、「修正案要綱骨子(素案)」でも、「犯罪の遂行について具体的な謀議を行い、これを共謀した者」となっているので、「共謀罪」の名称しか存在せず、修正はあり得ない。

の対象犯罪の限定について。これについては、「修正案要綱骨子（素案）」では、2(1)で、「テロリズム等組織的な犯罪」を括弧の中で定義し、「別表第3に掲げる罪に当たる行為で、組織的な犯罪集団の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」とした。

この別表による列挙方式を採用したことについて、「検討結果（案）」では、条約は国際的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進することを目的としているので、「『テロ等謀議罪』の対象犯罪は、現実にテロ組織等に組織的な犯罪集団が実行するおそれがあり、ひとたび実行されると重大な結果が生じてしまうため、その防止のために、実行前の謀議の段階で処罰することが真に必要であると考えられる犯罪に限定する」と説明している。

ここでは、条約を根拠とするといいながら、条約とは無関係なことまで規定しようとしている。すなわち、目的と理由が齟齬をきたしている。条約はテロ犯罪を含めていないことは明白である。このことは、2000年には国連で「包括的テロ防止条約」の審議が「跨国組織犯罪条約」の審議と並行して進められ、「跨国組織犯罪条約」成立後の、2002年の国連総会で、小泉首相は、「包括的テロ防止条約」の早期締結を訴えていることから明白であり、また、「跨国組織犯罪条約」の立法ガイドにも、「この条約にはテロ活動を含めない」ことがはっきりと書かれている。

さらに、別表による列挙方式を提案した。これは、非常に重大な内容を含んでいる。衆議院法務委員会での審議で、条約の要請で、「4年以上の自由刑が規定されているものが重大犯罪である」との前提で、犯罪の個別的評価は条約では許されていないと外務省や法務省は答弁してきた。別表による列挙方式はこの主張を否定し、列挙方式でも条約に適合すると主張している。現に、この修正提案に対し、浅野勝人外務副大臣は、「法案が成立すれば、批准に向けて努力したい」と述べ、条約との適合性をつき、肯定的に評価した（朝日新聞3月2日）。

このような「修正案要綱骨子（素案）」で条約が批准できるとすれば、従来の政府答弁は、根本的に再考されなければならない。これを根拠に、国内法体系と条約との関係を根本から議論しなおす必要があるだろう。

自民党法務部会の小委員会は条約についての議論を行っていない。そこで条約を勝手に理解し、テロリズムが主要な敵であると理解してしまった。小委員会は、今一度原点に立ち返り、条約と国内法との関係から議論すべきであろう。

の団体の限定について。「修正案要綱骨子（素案）」は、団体の限定につき、「『団体』とは、結合関係の基礎としての共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるものをいう」とし、「組織的な犯罪集団」については、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第1又は別表第3に掲げる罪を実行することにある団体をいう」としている。

これらの限定の主張はすでになされたものであり、当時に加えた批判はそのまま当てはまる（拙

論「共謀罪法案の理論的検証」関東学院法学 16 卷 2 号）

の共謀の意味の明確化についても、すでに提起されたものの再現であり、評論に値しない。これについても、拙論を参照されたい。

、 についても、同様である。

3. むすび

この「修正案要綱骨子(素案)」が従来の見解に修正を加えたものは、次の二点に限定することができる。

まず、別表による列挙方式の採用についてである。これは、法務省あるいは外務省の、条約批准にとっては、条約が要請する「4 年以上の罪」を対象犯罪にしなければならないとしてきた従来の主張を根源的に否定するものであり、条約との整合性が問題となる。この骨子のような主張が通るのであれば、それこそ、条約そのものの検討からはじめるべきであり、条約を前提としたという「政府案ありき」の発想は、もはや通用しないであろう。

二つ目の「テロ等謀議罪」の提案についてである。そこでは、対象犯罪を「テロリズム等組織的な犯罪」に限定したと主張しているが、それは、その主張が間違っており、逆に共謀罪法案が必要ないことを明らかにしてしまった。そもそも、条約はテロリズムを対象とはしていない。テロを対象とするという主張は、国内法論議の中で賛成派が勝手に主張しているものです。小泉が、国連総会において、「包括的テロ防止条約」の必要性を訴えていることから、明らかであろう。また、条約の立法ガイドラインの中にそのことは明白に書かれている。このような間違った根拠で作成された修正案は、一顧だに値しないものであることは明白である。

ここでは、「共謀罪」という名称を止めて、「謀議罪」を提案しているが、この提案は、アホ以外の何者でもない。罪名は行為であらわすものである。「謀議」は、犯罪の成立要件である「共謀の遂行」の中で行われるものであり、「謀議」を経過して「共謀」が成立するのである。したがって、「謀議罪」ではこの犯罪を示すことはできず、「共謀罪」でなければならないのだ。